

## 国民健康保険加入者の皆さまへのお知らせ

**新型コロナウイルス感染症の影響により** 次の要件を満たす方は **国民健康保険税が減免** となる場合があります。

### 【保険税の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯(※1)の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

#### ※1 保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者（国保上の世帯主（納税義務者）※2）について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること※3
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※2 生計維持者（国保納税義務者）の国保加入の有無は問いません。  
（社会保険加入者が国保納税義務者でも可）

※3 申請にあたっては、**収入の減少を証明する書類の提出が必要**となります。  
（収入減少が確認できる一定期間の帳簿や給与明細書など）

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、大町町役場ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。